

令和7年度第4回大野城市情報公開審査会・第1回個人情報保護審査会 概要

- 1 日 時 令和8年2月20日（金） 午後3時30分から午後4時まで
- 2 場 所 市役所新館4階 421会議室
- 3 出席者

【委員】	会 長	道山 治延	（情報公開・個人情報保護）
	副会長	富山 敦	（情報公開・個人情報保護）
	委 員	櫛田 久代	（情報公開・個人情報保護）
	委 員	徳永 達哉	（情報公開のみ）
【事務局】	課 長	山本 耕督	（プロモーション推進課）
	担 当	永島 彩奈	（プロモーション推進課）

※傍聴者なし

4 会議概要

(1) 令和6年度運用状況報告（情報公開制度）

資料「情報公開制度及び個人情報保護制度 運用状況報告書（令和6年度）」1～15ページをもとに事務局が説明後、質疑応答。

10 ページ 3 公文書開示請求の内容と処理状況 表4 No.65 について

【道山会長】

ハラスメントの懲戒処分や内規処分に関する文書に関して、不存在となっているが、ハラスメントが一切なかったということか。

【事務局】

過去5年間において、ハラスメントによる懲戒処分が行われたケースはなかった。そのため、開示する文書が存在しなかったもの。

13 ページ 3 公文書開示請求の内容と処理状況 表4 No.97 について

【徳永委員】

97番の文書が公文書扱いとなっている理由と、日本財団や豊生会と市との関係性は何か。例えば、業務委託などの関係なのかを確認したい。

【事務局】

市と日本財団等との協議が記された書類であり、市が保有している文書であるため公文書として扱っている。豊生会は社会医療法人であるが、日本財団の「子ども第三の居場所」事業に関係している。

不開示となった部分については、協議録の中で団体の代表者ではなく、担当者などの個人の名前を特定されないように隠している。

9 ページ 3 公文書開示請求の内容と処理状況 表4 No.50 について

【櫛田委員】

職員配置表はどのようなものか。

【事務局】

職員配置表は職員の部署や氏名が記載されたもので、以前は行政資料室でコピー代をもらって公表していた。しかし、最近ではカスタマーハラスメント対策で、課長以上の職員のみを公表するよう変更した。

請求のあった令和5年度分については、過去公表していたという実績から全部開示にしたもの。

【櫛田委員】

職員の個人情報を守るという視点で、過年度分についても全部開示を控えるべきではないかと思う。対応を検討してもらいたい。

(2)令和6年度運用状況報告（個人情報保護制度）

資料「情報公開制度及び個人情報保護制度 運用状況報告書（令和6年度）」20～22ページをもとに事務局が説明後、質疑応答。

※保有個人情報開示請求及び大野城市個人情報保護審査会に係る部分のみ

20～21 ページ 4 保有個人情報開示請求の内容と処理状況 表4について

【道山会長】

戸籍や住民票の交付申請書の開示請求に関連して、その申請書に、例えば弁護士や司法書士からの職務上請求書によるものもあるのか。

【事務局】

過去の例では職務上請求書での申請や、委任状を使った申請、自分以外の同世帯の家族や同居人からの申請などもあった。

また、第三者により住民票が取得された際に本人に通知する制度（事前登録型本人通知制度）がきっかけで、開示請求をするケースもあった。

【富山委員】

6番では戸籍や住民票の交付申請書について部分開示を行っているが、4番では不存在となっているのはなぜか。

【事務局】

不存在になっている場合は、通知制度がきっかけではないケースが主である。例えば、自分の住民票が勝手に取られたかもしれないという不安や、実際に取られていないことを確認するための安心材料として開示請求する方がいる。

【道山会長】

その通知制度というものは、事前に登録をしておく仕組みなのか。

【事務局】

事前に登録する必要がある。

なお、偽造した委任状で住民票等が取得されたり、弁護士等の職務上請求において不正目的で住民票等が取得されたりするケースを防ぐ目的でこの制度は作られた。

【道山会長】

その制度はいつごろからか。

【事務局】

大野城市でこの制度が整ったのは平成 29 年である。

【各委員】

そのような通知制度があることを、今初めて知った。

【事務局】

市の広報紙やホームページを通じて周知を行っている。